

議案第 7 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

（提案理由）

南風原町デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進審議会設置条例及び南風原町学校運営協議会規則の制定に伴い、同委員の報酬等を定める必要があるため提案する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原村条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表行政改革推進委員会委員の項の次に次のように加える。

デジ タル・トラ ンスフォー ーメーシ ョン（D X）推進 審議会委 員	大学教 授	日 額	11,000	〃	〃	〃	〃
	その他 の委員	日 額	4,900	〃	〃	〃	〃

別表学校薬剤師・幼稚園薬剤師の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委 員	日 額	4,900	〃	〃	〃	〃
---------------	--------	-------	---	---	---	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。